

第1章 おおだ健やかプランの策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国は、生活水準の向上や医療技術の進歩等により平均寿命が大幅に延び、世界有数の長寿国となりました。その一方で、出生率の急速な低下に伴い、少子高齢化が進行しています。

また、生活環境の改善等により感染症が激減する一方、生活習慣の変化からがんや循環器疾患等の生活習慣病が増加し、疾病構造も大きく変化してきました。これらの疾病の増加は、寝たきりや認知症等、介護を要する人を増加させるとともに、医療費を増大させ、財政を圧迫する要因ともなり、深刻な社会問題となっています。

こうした中、国においては「健康日本21」の最終評価が行われ、これまでの基本的な方向に加えて「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「重症化予防」及び「社会全体として相互に支え合いながら健康を守る環境の整備」を新たに盛り込んだ「健康日本21（第二次）」として、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」が平成24年7月に告示されました。

本市では、健康増進法第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画として、平成29年3月に「第3期大田市健康増進計画」を策定し、健康づくりの推進に取り組んできました。

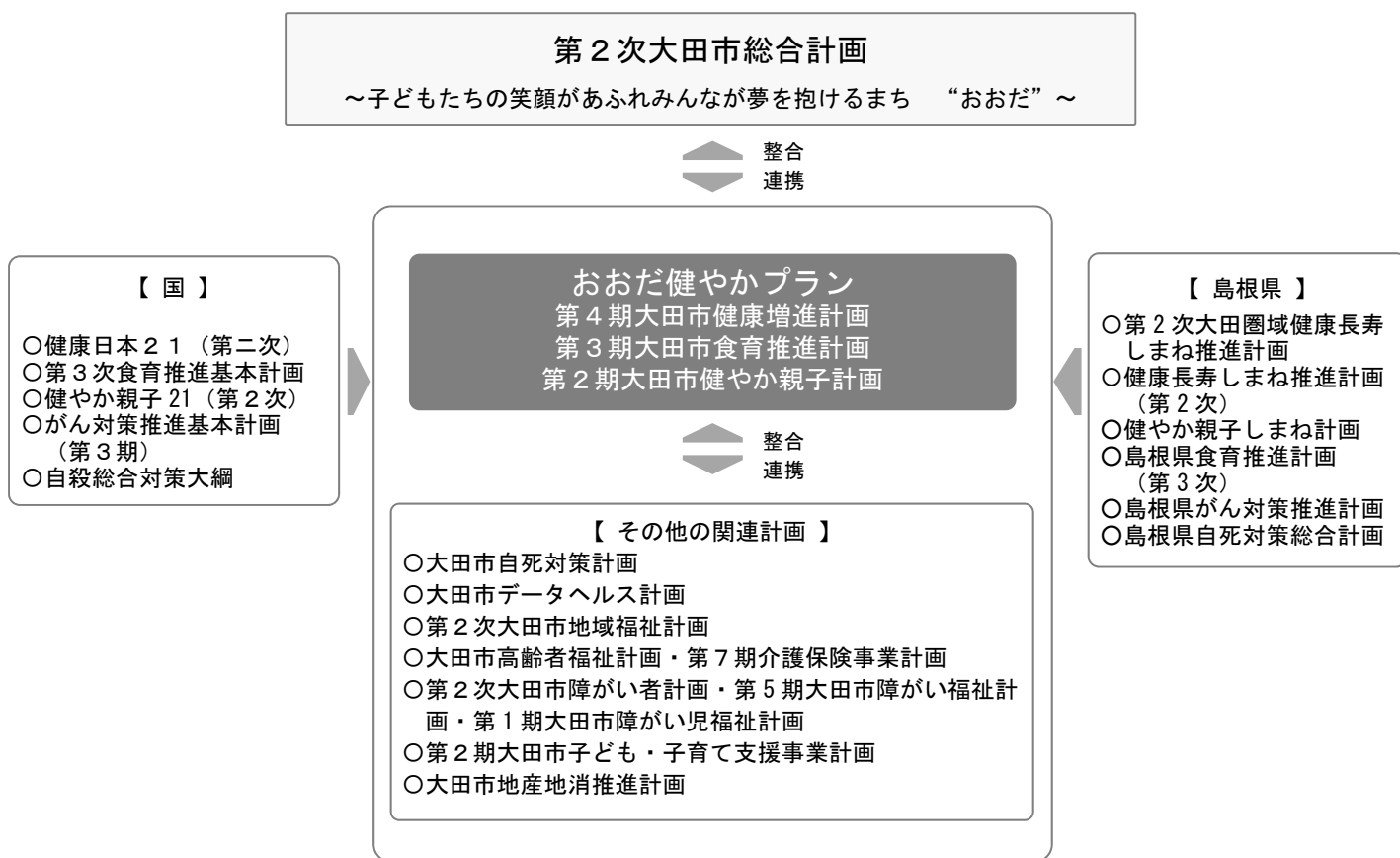
また、平成27年3月には、食育基本法第18条第1項に基づいた市町村食育推進計画として「第2期大田市食育推進計画」を、同年3月には、「母子保健計画策定指針」（平成26年6月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく「第1期大田市健やか親子計画」を策定し、健康づくりと密接な関係のある食育や母子保健などの様々な分野の施策を推進してきました。

令和元年度に、この3計画の計画期間が終了となることから、「大田市健康増進計画」「大田市食育推進計画」「大田市健やか親子計画」の3計画を包括し、総合的かつ効果的に推進するため、「おおだ健やかプラン」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

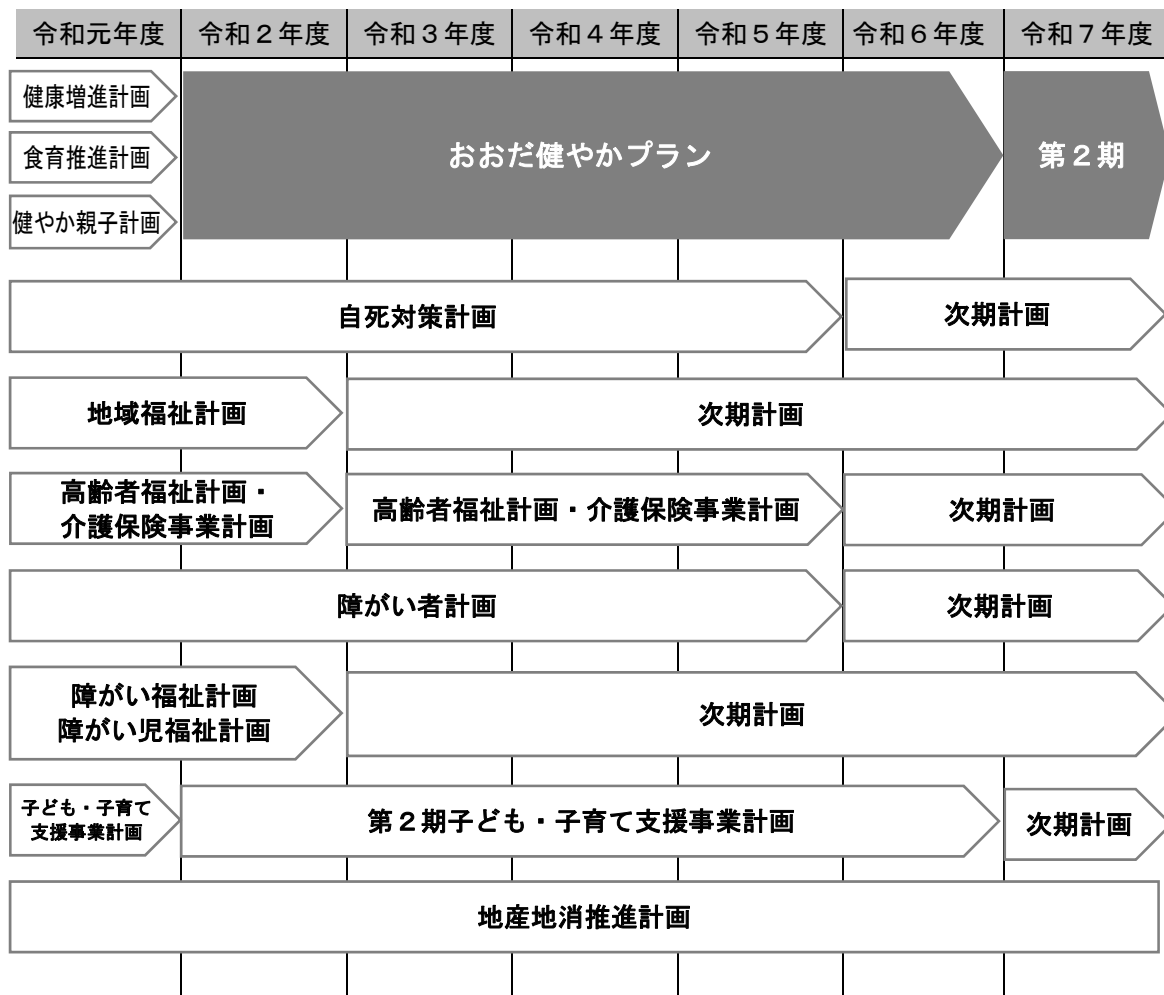
本計画は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく「市町村健康増進計画」、食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」、「母子保健計画策定指針」（平成26年6月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく「健やか親子計画」の、市民の健康増進等の推進に関する施策を包括した計画です。

計画策定に当たっては、国や島根県における各計画を踏まえるとともに、「地域福祉計画」をはじめ、健康増進等に関する他分野の計画との整合を図りながら、本市の総合的な行政運営の方針を示した「大田市総合計画」に基づき策定するものです。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年としますが、社会情勢の変化や関連諸計画との整合を図りつつ、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、庁内関係各課及び島根県と連携を図り、おおだ健やかプラン策定委員会ならびにおおだ健やかプラン策定作業部会において、計画案の検討、協議を行いました。

また、市民には、健康状態や生活習慣に対する意識や実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。11月には市民に健康づくりに対する考えを伺うため、地区文化祭等9か所で意見集約を行いました。また市民の意見を広く聴取するため、1月にパブリックコメント（意見公募手続）を実施しました。